

ほのぼの債権管理システム サービス提供仕様書

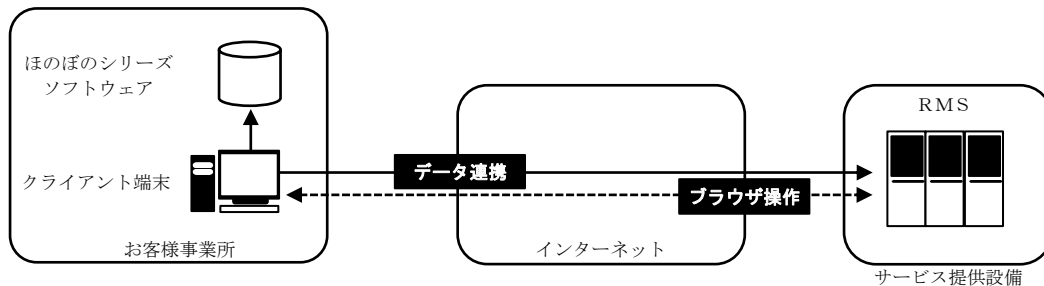
施行日 平成27年12月24日
最終改定日 令和5年3月27日
山形県南陽市和田3369番地
エヌ・デーソフトウェア株式会社

この仕様書は、「ほのぼの債権管理システム 使用許諾約款」によって提供されるサービスの仕様を定めるものとし、当該約款の一部を構成するものとします。

1. RMSの概要

RMSは、介護保険サービス及び障害者福祉サービスの提供に基づくサービス利用料の売上債権について、利用者又は国民健康保険団体連合会への利用料請求情報、国民健康保険団体連合会の審査結果通知並びに集金代行の委託先である金融機関からのファームバンキング情報等の情報集約を行い、売上から入金までの管理機能を統合的に提供するシステムです。

RMSは、お客様事業所におかれたクライアント端末を経由して、お客様事業所に設置された「ほのぼの」シリーズソフトウェアとデータ連携を行う機能を有しております。このデータ連携機能により、「ほのぼの」シリーズソフトウェアに登録された利用者マスタや請求情報等の情報をインポートします。また、RMSの処理結果に基づき対応ラインアップに入金情報をエクスポートすることができます。ファームバンキング情報やその他の情報は、クライアント端末におけるブラウザ操作により、RMSに登録します。



RMSには、「複数DB拡張（オプション）」と「会計連携（オプション）」のオプション機能があります。

「複数DB拡張（オプション）」は、RMSを複数の「ほのぼの」シリーズソフトウェアのラインアップとデータ連携ができるようにする機能（通常は、単一のラインアップとのみデータ連携）です。詳細及び制限事項は、この仕様書の第4項及び第7項をご確認ください。

「会計連携（オプション）」は、RMSから当社所定の他社会計ソフトウェア（以下、「他社対応ソフトウェア」といいます）のCSVデータ取込レイアウトに準拠したCSVデータとしてダウンロードできる機能及び他社対応ソフトウェアからCSVデータとして出力された勘定科目マスタ、部門マスタ、税区分マスタ等、連携に必要なマスタデータのRMSへの取込を行う機能です。詳細及び制限事項は、この仕様書の第4項及び第7項をご確認ください。

2. RMSとのデータ連携に対応した「ほのぼの」シリーズソフトウェアのラインアップ

RMSとのデータ連携に対応した「ほのぼの」シリーズソフトウェアのラインアップは、次の各号に定める通りとします。RMSは、「ほのぼの」シリーズソフトウェアとのデータ連携を前提とするシステムであるため、お客様がRMSを使用するためには、これらの何れかの有効なライセンスを有することが必要です。

- (1)「ほのぼのNEXT」：ほのぼのシリーズ介護保険対応版 ほのぼのNEXT
- (2)「ほのぼのmore」：ほのぼのシリーズ障害者総合支援法対応版 ほのぼのmore

3. 当社が提供するライセンスの種類

当社は、お客様がRMSを使用する態様に応じて、次の各号の種類のライセンスを提供します。

- (1)ほのぼの債権管理システム 使用権パック
- (2)ほのぼの債権管理システム 複数DB拡張（オプション）使用権パック
- (3)ほのぼの債権管理システム 会計連携（オプション）使用権パック

4. 1本のライセンスに基づき使用可能なRMSの範囲

お客様は、RMSのライセンス1本につき、ライセンスの種類に応じて、それぞれRMSを次の各号の範囲でを使用することを許諾されます。尚、次の各号で「1式のラインアップ」とは、同一のお客様番号が割当てられたソフトウェアライセンスにもつきインストールされた、この仕様書第2項で指定された「ほのぼの」シリーズのラインアップを構成する各ソフトウェア1式（ソフトウェア毎に1本のデータベースで管理されているソフトウェアの範囲）を指します。

- (1)ほのぼの債権管理システム 使用権パック
RMSに1式のラインアップをデータ連携させて使用すること
- (2)ほのぼの債権管理システム 複数DB拡張（オプション）使用権パック
前号のライセンスによって使用許諾されているRMSに追加で1式のラインアップをデータ連携させて使用すること
- (3)ほのぼの債権管理システム 会計連携（オプション）使用権パック
第1号のライセンスによって使用許諾されているRMSで第1項所定の会計連携（オプション）機能を使用すること

▼同一のRMSに複数のラインアップをデータ連携させる場合、2式目以降のラインアップ追加には本項第2号のライセンスが必要です。

▼複数のシステムがある場合のラインアップ数の算定は、次の規則に従うものとします。

- ・同一のRMSに1式の「ほのぼのNEXT」と1式の「ほのぼのmore」をデータ連携させる場合。
 - ①当社が「ほのぼのNEXT」と「ほのぼのmore」のライセンスに割当てたお客様番号が同一の場合、計1式のラインアップと見なします。
 - ②当社が「ほのぼのNEXT」と「ほのぼのmore」のライセンスに割当てたお客様番号が異なる場合、計2式のラインアップと見なします。
- ・同一のRMSに2式の「ほのぼのNEXT」をデータ連携させる場合、計2式のラインアップと見なします。
（お客様が、事業所毎にデータベースを独立させたソフトウェア構成にしている場合等が考えられます）

▼必要なライセンスの種類の選択及び数量の算定はお客様が使用するRMS別に行うことが必要です。

- ・2つのRMSに「ほのぼのNEXT」をそれぞれ1式データ連携させる場合は、本項第1号のライセンス2本が必要です。
- ・2つのRMSでそれぞれ会計連携（オプション）を使用する場合、本項第3号のライセンス2本が必要です。

5. クライアント端末として許可するコンピュータの要件

当社は、ほのぼのクライアント使用権パック、ほのぼのクライアント1年使用権パック又はこれらの優待版に基づき、「ほのぼのNEXT」、「ほのぼのmore」の何れか又は双方のクライアント端末であるお客様のコンピュータに限り、RMSのクライアント端末として許可します。お客様は、これら以外のコンピュータに当社が交付するクライアント証明書をインストールしてはならないものとします。

また、RMSを使用するためには、クライアント端末においてDNSに基づきサービス提供設備のアドレス情報を名前解決ができること、及び、クライアント端末からサービス提供設備のTCP80番ポート及びTCP443番ポートを宛先とした通信が可能であることが必要です。

6. RMSにおけるセキュリティ対策

RMSでは、本サービスの品質を維持し、また、お客様データの安全性を実現するため、次の各号の施策を実施します。

- (1)サービス提供設備のなりすましへの対策

サービス提供設備で信頼ある認証機関が発行したSSLサーバ証明書を具備することによって、第三者の設備がサービス提供設備になりすますリスクに対応します。

(2) お客様のなりすましへの対策

SSLクライアント証明書によるアクセス制限とログインID／パスワード認証の2要素による認証を行うことによって、第三者がお客様になりすますリスクに対応します。尚、SSLクライアント証明書は、当社が発行するプライベート証明書です。

(3) インターネット経路における通信傍受への対策

クライアント端末とサービス提供設備の間で行われる全ての通信をSSL方式で暗号化することによって、第三者がインターネット経路上で当該通信を傍受した場合でも通信内容の解読が極めて困難となるよう対応します。

(4) 既知及び未知の脆弱性への対策

サービス提供設備において、次のア乃至エの対策を講ずることによって既知及び未知の脆弱性リスクに対応します。

ア. アクセス制限

イ. データベース全体の暗号化

ウ. ストレージに格納するファイルの暗号化

エ. 脆弱性対策、ファイアウォール、ファイルやレジストリ等の変更監視、セキュリティログ監視及びウィルス対策等を目的とした統合型セキュリティソリューションの導入

(5) 可用性の確保

サービス提供設備を構成する主要なサーバは、長時間のサービス提供の中断を予防するため、異なるロケーションに跨る冗長化を行います。

7. RMSにおける制限事項

RMSでは、次の各号に掲げる事項をサービス提供上の制限事項とします。お客様の業務に支障が出ないよう、事前にご一読下さい。

(1) お客様がクライアント端末からサービス提供設備にアクセスする際にプロキシを使用される場合、自動プロキシ構成スクリプト(.pacファイル)の使用はできません。

(2) RMSとのデータ連携に対応した「ほのぼの」シリーズソフトウェアのラインアップであっても、お客様が「ほのぼの」シリーズonlineプラットフォーム、又は、「ほのぼの」シリーズリモートデスクトップサービスで提供されるプラットフォーム上でこれらを使用している場合、RMSを使用することはできません。

(3) 当社がRMSの動作検証を行ったブラウザは、次の通りです。当社は、これら以外のブラウザでの動作保証及びサポートはしないものとします。また、当社は、お客様がこれらのブラウザを使う場合といえども、クライアント端末としての要件を満たさないコンピュータ(※2)でのRMSの動作保証及びサポートはしないものとします。

(※2)「ほのぼのNEXT」「ほのぼのmore」がサポートしていないオペレーションシステム上で当該ブラウザを使用した場合等を含みますが、これらに限られません。

・Microsoft Edge バージョン88以降

・Google Chromeブラウザ バージョン43以降

(4) RMSを使用するために必要となる電気通信回線及び電気通信サービスは、100Mbps以上の回線帯域を持ち、サービス提供設備への接続において極度に遅延が発生しないものを選定することを推奨します。

(5) 本サービスの提供において、当社はお客様ご本人からの要望である場合を含め、次のア乃至オの要望には応じかねます。

ア. サービス提供設備に関する情報開示(この仕様書に記載された情報を除く)

イ. サービス提供設備への訪問又は入館

ウ. サービス提供設備に関するアクセスログの開示

エ. サービス提供設備に関する定期レポートの提出

オ. その他、当社が応じられないと判断した要望

(6) 「ほのぼの債権管理システム 複数DB拡張(オプション) 使用権パック」及び「ほのぼの債権管理システム 会計連携(オプション) 使用権パック」は、主たるライセンスである「ほのぼの債権管理システム 使用権パック」に従属する追加ライセンスです。主たるライセンスが失効した場合、当該ライセンスに従って利用可能であったオプション機能も利用できなくなります。

(7) 会計連携(オプション)が対象とする連携先の会計ソフトウェアは、次のア乃至エのもの(指定バージョン)に限ります。

ア. ビー・シー・エー株式会社の「PCA会計X バージョン5」及び「PCA会計DX バージョン5」(クラウド版にも対応)

イ. 応研株式会社の「大蔵大臣NX バージョン3」

ウ. 株式会社オービックビジネスコンサルタントの「勘定奉行10」

エ. 株式会社OSKの「SMILE V 会計」

(8) 会計連携(オプション)は、他社対応ソフトウェアから出力できる全てのデータをRMSに入力することや、他社対応ソフトウェアに入力できる全てのデータをRMSから出力することを実現するオプション機能ではありません。このオプション機能によりRMSから入出力できるデータの仕様(以下、「会計連携入出力仕様」といいます)は当社所定のものに限ります。また、会計ソフトウェアのバージョンアップに伴って会計連携入出力仕様を変更する必要がある場合がありますが、この場合の変更内容及び変更時期は当社の裁量で決定します。当社は、会計連携入出力仕様や他社対応ソフトウェアのバージョンアップ対応に関するお客様への通知を、サポートページで公開することで足りるものとします。

8. 仕様書の変更

当社は、この仕様書を随時変更することができるものとします。尚、変更の要領は、使用許諾契約の変更に準じるものとします。

以下、余白